

国立大学法人長岡技術科学大学男女共同参画推進委員会規則

令和2年4月1日

規則第2号

(設置)

第1条 国立大学法人長岡技術科学大学(以下「本学」という。)に、本学における男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 男女共同参画の推進に係る基本方策に関する事。
- 二 男女共同参画の推進方策の企画及び実施に関する事。
- 三 男女共同参画の推進活動の実施状況の分析、評価及び改善に関する事。
- 四 男女共同参画のために必要な啓発活動に関する事。
- 五 男女共同参画に関する情報提供及び広報・公表に関する事。
- 六 その他男女共同参画の推進に関し必要な事。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 学長
- 二 学長が指名する理事 2人
- 三 副学長(教務・学生支援担当)
- 四 専攻長
- 五 基盤共通教育部長
- 六 学長補佐(男女共同参画担当)
- 七 その他学長が必要と認めた者

2 学長は、前項第7号に規定する委員を選定するに際し、委員会の委員の総数の3割程度が女性になるように努めるものとする。

(委員)

第4条 委員は、学長が委嘱する。

2 前条第1項第7号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に支障があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(男女共同参画推進室の設置)

第8条 委員会に、男女共同参画推進事業の実施に必要な事項の調査、実施事業の提案及び事業実施のため、男女共同参画推進室を置く。

2 男女共同参画推進室は、委員長の諮問に答申するものとする。

3 男女共同参画推進室について必要な事項は別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会の議を経て学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和2年4月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

2 第3条第1項第7号に規定する委員の最初の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。